

## 第5章

### ネオ・リベラル改革、大量失業、雇用政策

——アルゼンチンの事例——

#### はじめに

ラテンアメリカの将来あるべき開発パラダイムを広い意味での新たな福祉国家システムに求めようとするのが、本書の問題意識である。一般に福祉国家というと年金や医療保険など一連の社会保障制度を想起しがちである。しかし、およそ質量ともに十分な雇用機会を提供することなくして言葉の本来の意味での福祉を語ることはできない。かつてのケインジアン福祉国家に代わるとされるシュンペタリアン労働国家であれ<sup>(1)</sup>、あるいはそれらのラテンアメリカ版であれ、この点はいずれの社会経済パラダイムを評価するに際しても常に堅持されねばならない普遍的基準であろう。安定した所得をもたらす雇用機会の提供は、保健医療や教育機会へのアクセス、ジェンダー・バイアスの是正などとならんで、個人や社会のケイパビリティーを向上させ「人間開発」を推進するのに不可欠な条件の一つなのである（セン [1999]、UNDP [various issues]）。

このようにみたとき1990年代のアルゼンチンの経験は否定的に映る。かつて同国の労働市場はラテンアメリカ諸国の中では相対的にタイトでよく組織されていたことから、A・ルイスの無制限労働供給成長モデルになぞらえて非ルイス型労働市場と呼ばれることがあった。ところが1990年代には完全失業率が一時18%台にも達するなど深刻な大量失業問題が発生し、これとともに不完全就業や非正規雇用などいわゆる雇用の脆弱化も顕著になった。

これに対処するため、雇用契約の柔軟化により雇用促進を図る労働改革、各種の直接的な雇用創出政策、失業保険の導入などが実施され、失業の削減や失業・不安定就業層の所得補償にもそれなりの努力が払われてきた。しかし状況はほとんど改善されず、同時に展開された職業訓練政策の一定の成果も生かされないままとなった。福祉の本源的な基礎が崩されたのである。

以上の社会経済的退行現象の背景と原因を探り、ラテンアメリカの将来あるべき開発パラダイムを構想するための一助とすること、これが本章の課題である。まず第1節では非ルイス型経済から大量失業経済への大転換を具体的に確認し、失業・不安定就業層のプロファイルを瞥見する。第2節と第3節では1990年代の制度的構造変化によって大量失業経済レジームが生み出されたことを明らかにする。最初にネオ・リベラル経済改革の失業誘発効果を考察し、次に雇用関係の柔軟化、すなわち労働法制改革と企業の作業組織の「日本化」も失業圧力を高めたことを論じる。第4節では失業保険、雇用創出、職業訓練といった雇用政策の概要と実績を明らかにすると同時に、その限界をも併せて指摘する。

以上の制度変化と政策はいずれもメネム正義党政権（1989年7月～1999年12月）がとりわけ1991年以降に推進したものである。これに対してアリアンサ中道左派連合政権（1999年12月～）は失業率の引き下げと安定雇用の拡大を公約しており、そのための政策を展開し始めている。本章の末尾でその暫定的な評価を試みてみたい。

## 第1節 大量失業経済への大転換

アルゼンチン経済は1990年代に顕著な構造変化を遂げた。これ以前、1960年代半ば以降1970年代前半まで、同国は2桁台のインフレのもとで振幅は大きいがプラスの経済成長率を記録していた。また1970年後半以降1980年代にかけては、ときに4桁台にも及ぶ世界有数の高率インフレが昂進する一方、

大幅なマイナス成長も含む激しい景気変動が続くなど、明確なスタグフレーション傾向がみられた。これに対して1991年以降はインフレが急速に収束していくなかで、1995年と1999年の景気後退を織り込みながらも断続的な経済成長がみられたのである（図1）。

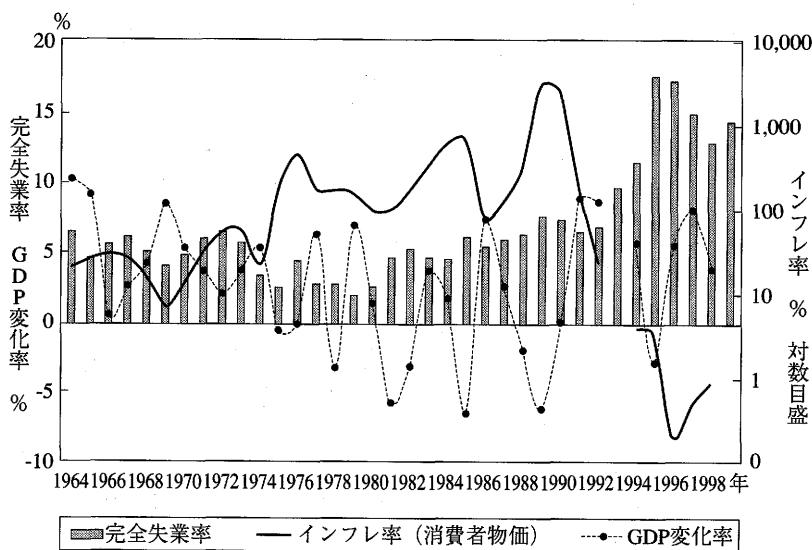
1990年代のアルゼンチン経済にはいま一つ、社会的にみてより重大な構造変化が認められる。同国史上かつてない大量失業の発生である。1964年に大都市部の公式失業統計<sup>(2)</sup>が公表され始めて以来、1980年代いっぱいまで、アルゼンチンでは完全失業率が2桁台に達することはなかった。むしろ1970年代までは完全雇用水準に収束していく傾向があり、周知の対外債務危機が蔓延した1980年代にあってさえ1989年の7.6%が天井であった。ところが1991年までやや低下した後、完全失業率は1992年から急速に上昇していき1995年には一挙に年平均17.5%（同年5月現在では18.4%）に達した。この後1998年まで若干低下するが、1999年には再び上昇に転じ14.3%の高率を記録している（図1）。

この間、他の雇用指標もこれに連動して悪化する傾向をみせた（図2）。たとえば1980年代から上昇し始めていた不完全就業率は1994年に初めて2桁となり、その後もほぼ持続的に上昇を続け1999年8月には14.9%に達している。大都市部の被雇用者に占める非正規雇用（図2では年金制度によってカバーされていない種類の雇用契約と定義）の比率も1990年5月の23.3%から1999年5月の36.9%へと、これまたほぼ一貫して上昇していった。詳細は省くが、法律に定められた条件を満たさないインフォーマル雇用も従来以上に増加している。全般にいわゆる雇用の脆弱化が進んだのである。

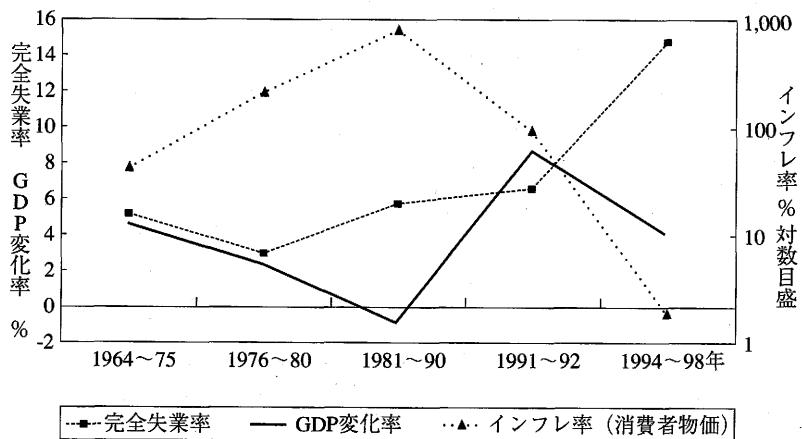
新興移民国として開闢されたアルゼンチンの労働市場は、かつて相対的に需要超過傾向にあった。さらにペロン政権（1946～55年）によって制度化されたポピュリズムの社会経済パラダイムのもとで、労働者の広範な組織化、労使の団体交渉、政府の積極的な労働政策など同国の労働市場は社会的・政治的にも統合された性格をもつようになった。これはA・ルイスが開発途上国の典型として描いた無制限労働供給下の資本蓄積モデル（いわゆるルイス・モ

図1 アルゼンチン経済の構造変化

## (1) 長期時系列

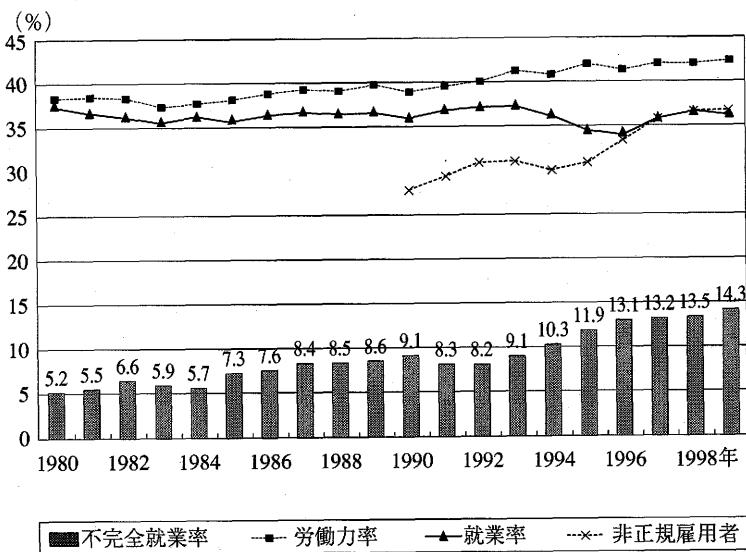


## (2) 期間別平均



(出所) OECD [1997], INDEC [1999] により筆者作成。

図2 雇用指標の悪化



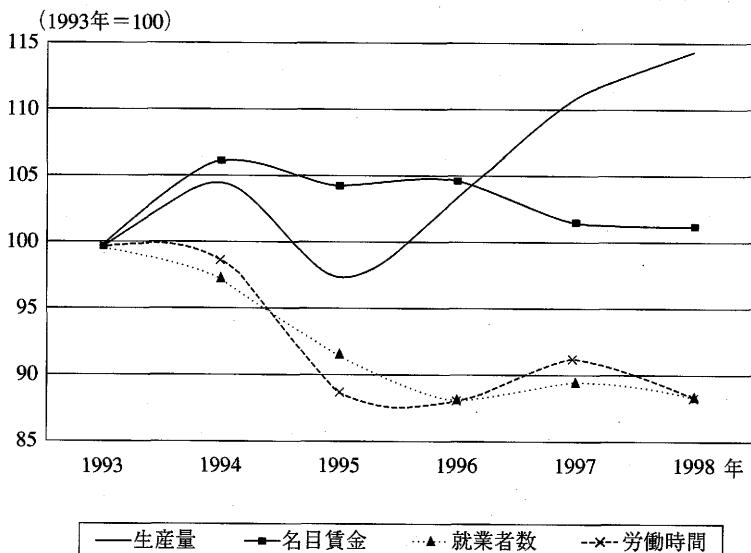
(出所) MTEFRH [1999a] により筆者作成。

デル)とは明らかに乖離する状況であった。往時のアルゼンチン経済を非ルイス型と特徴づけることは、たしかに適切だったのである<sup>(3)</sup>。

しかし先に確認したように、1990年代以降、労働市場は大幅に軟化した。これにともない名目賃金の動きにも注目すべき変化が現れた。それは1994年まで上昇した後、翌年から徐々に低下するようになったのである(図3)。アルゼンチンでは1930年代半ば以降、名目賃金が前年の水準を下回ることはこれまで決してなかった。その意味でこれは決定的ともいえる構造変化である。さらに、のちにみるような労働生産性の比較的急速な上昇にもかかわらず、消費者物価でデフレートした実質賃金も緩やかながら遞減していく傾向がみられた(Frenkel y González Rozada [1999: 21, Gráfico 18])<sup>(4)</sup>。

この間進展したさまざまな政治的・社会的变化にもかかわらず労働市場の

図3 製造業関連指標



(出所) INDEC [1999] により筆者作成。

制度的な統合性はなお残されている面があるため、以上をもって簡単にルイス型への転換ということはできない。とはいえるアルゼンチン経済をかつてのような意味で非ルイス型と特徴づけることも、もはや適当ではない。むしろ労働市場の劇的な軟化ゆえに賃金が実質的にも名目的にも下方硬直性を失うような、いわば大量失業経済への大転換が進んだとみることができる。

ところで失業や不安定雇用は一般に労働供給が労働需要を上回ることによって生じる現象である。しかるに1990年代のアルゼンチンにおいては、労働需要が急減する一方で労働供給が増加したことにより、失業と不安定雇用が急増していったという事実が知られている。この労働需要の減少のうちとくに正規雇用需要の減少が集中してみられたのは、1992年後半から1996年後半の大ブエノス・アイレス圏でいうと、産業部門では製造業（3分の2強）、性别では男性（3分の2強）、家庭内役割分業としては家計支持者（2分の1強）

であった (Frenkel y González Rozada [1999: 43-44])。たしかに製造業の就業者数は大幅に減少した (図3)。失業者に占める家計支持者の割合も持続的に増加している (付表1)。

一方、労働供給の増加については、その一因として偶発的な人口構成変化 (1970年代における出生率上昇の帰結として、通常以上の若年層が労働市場に新規参入) や女性・高齢者の社会参加意識の高まりなどをあげることもできるが<sup>(5)</sup>、現実にはそれよりも家計補助型の労働供給の高まりを重視すべきではないかと思われる。すわわち、それまで家父長制的な性別役割分業のもとで主に家事労働に従事していた女性たちが、家計支持者たる男性の失職やその可能性の増大にともない家計補助のために労働市場へと大挙流入してきたという側面である (Palomino y Schvarzer [1996: 38])。この間、不完全就業率が雑多なサービス部門において女性を中心に高まったという事実 (Frenkel y González Rozada [1998: 13, Cuadro 3]) や、失業者に占める女性の比率が増えたという事実 (付表1) も、おそらくはこの文脈のもとに位置づけるほうが適当であろう。ようするに、製造業を中心とする上述したような男性・家計支持者の労働需要の減少に加え、女性の多少なりとも生活防衛的な労働供給が増加したことにより、労働市場がかつてなく軟化したとみられるのである。

とすれば次に問われねばならない根本的な問題は、そもそも1990年代に製造業を中心として労働需要が急減していったのはなぜかということであろう。その場合、それが先に指摘した経済的構造変化、つまり断続的な経済成長や物価の安定化 (図1)、そしてさらに製造業生産の増加 (図3) などと同時に進行したことも併せて説明できなければならない。第2節と第3節ではこの点を制度的な構造変化との関連において解明していく。次節ではまずネオ・リベラル改革の影響を考察することにしよう。

## 第2節 ネオ・リベラル改革

周知のように、一般にラテンアメリカ諸国では戦間期ないし第二次世界大戦前後から国家主導のポピュリズム的な社会経済パラダイムが形成・確立され、このもとで輸入代替工業化を基軸とする経済発展が実現した。しかし同パラダイムは次第に高率インフレなどに象徴される制度疲労症状を呈するようになり、これに対して市場経済に潜在すべき効率性を自由化と規制緩和によって引き出そうとするネオ・リベラル開発戦略が台頭した。

ポピュリズムの社会経済パラダイムに対するこの反動は、アルゼンチンではやや早く1976～83年の長期軍事政権のもとでみられた。だが、この第一次ネオ・リベラル改革は不徹底かつ失敗に終わり、むしろ巨額の対外債務などその後の社会経済危機の構造的要因を生み落すことになる。これをうけた急進党政権（1983～89年）の末期および1989年に発足したメヌム正義党政権の初期には為替投機を主因とする未曾有のハイパー・インフレが発生し、国民の危機意識の深まりを背景としてポピュリズムの社会経済パラダイムに対する反動の気運が改めて強まった。正義党右派・財界・労組右派などが主導する権力ブロックが形成され、かくして第二次ネオ・リベラル改革が1991年4月から本格的に始動したのである<sup>(6)</sup>。

その主な内容は1ドル=1ペソの固定相場制、兌換法体制と呼ばれるカレンシー・ボード制の導入、貿易および金融の自由化、公営企業の大規模な民営化などである。このうち兌換法体制とはマネタリー・ベースを中央銀行の外貨準備に完全にリンクさせる制度であり、1991年3月の兌換法（Ley de Convertibilidad）によって法的に基礎づけられた。その際同時に導入された固定相場制のもとでドルとペソの1対1兌換を行うことになった。中央銀行による財政赤字の補填も法的に禁止され、金融政策の独立性を放棄することによってインフレをまずはマネタリーな側面から封殺することが企図されたのである。

一方、貿易自由化としては輸入関税の迅速な大幅引き下げ、自動車産業を除く貿易数量規制の撤廃、南米南部共同市場（メルコスル）の全面関税同盟化の早期促進などが断行された。上述の固定相場制と貿易自由化により貿易財部門の輸入競争が激化すれば、短期的には貿易・経常収支の赤字が発生するかもしれない。しかしそれが金融自由化を梃子とした資本収支の黒字によつて相殺されれば、固定相場制とカレンシー・ボード制の維持に支障は生じないことになる。また輸入競争の強化によって貿易財部門の物価が低下するが、これと同時に代替効果をつうじて非貿易財部門のそれも低下すれば、国内物価は国際インフレ率へと収束していくはずであった。これは効率的な資源配分を実現しつつ実物的な側面からもインフレを封殺する政策である。

最後に民営化は外国資本の流入をもたらし、対外均衡したがって通貨ならびに物価の安定化に貢献するものと想定された。それは同時に歳入増加をつうじて財政収支を均衡させることにもなるわけである。

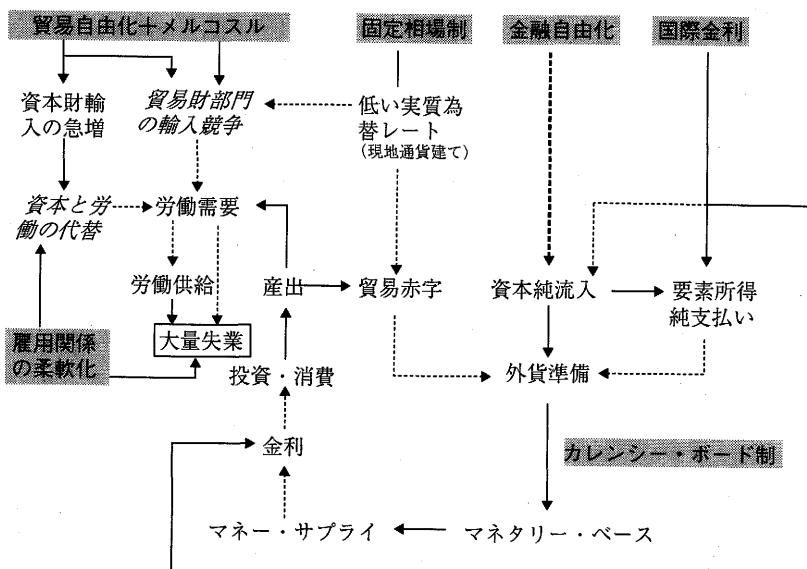
以上に加え、政令によって労使の賃金交渉を生産性の伸びの範囲内に限定する所得政策が実施されたことも重要である。これも実物的な側面からインフレを封殺する手段であった。このほか、次節で問題にする1991～95年の労働法制改革も以上の改革を補完する役割を担わされていた。雇用契約を柔軟化する一連の政策がそれである（付表3）。これは賃金と雇用のいわゆる硬直性を排し、自由市場の論理にしたがって資源配分を効率化しようとするものであった。

以上のような論理に立つネオ・リベラル改革のもとで、物価は急速に安定に向かった。上にみたインフレ抑制のための制度的回路がたしかに有効に機能したのである。一方、金融自由化と民営化に折よく国際金利の低下があいまって巨額の外国資本が流入し、とりわけ1991～94年と1996～98年には《外貨準備の増加＝マネタリー・ベースの増加→マネー・サプライの増加→金利の低下→投資・消費の増加→産出の増加》という高成長回路が作動した。インフレの収束によるペントアップ・ディマンドの顕在化や資本市場の活性化による資産効果も、とくに当初は成長に寄与した。しかしまさにこの背後で、

大量失業が以下のような回路を通じて誘発されていったのである（図4）。

第1に、ネオ・リベラル改革が引き起こした相対価格ショックの影響である。これはそれ自体また二つの側面に分けて考えることができる。まず現地通貨建て為替レートが実質タームでみて1913年以来最低の水準に固定され（Conesa [1994: 43, Gráfico 9]），かつ輸入関税が迅速かつ大幅に引き下げられていったため、賃金に対する資本財の相対価格は1991～95年に40%も低下した（Bekerman [1998: 125]）。この結果、まさにこの間輸入競争の激化に直面した貿易財部門を中心に労働と資本の代替が急速に進展し、企業の技術や生産組織に適応的な不可逆変化が生じた（Frenkel y González Rozada [1999: IV]）<sup>(7)</sup>。1991～95年において国内総固定投資のうち輸入機械の累積増加年率は51%に達している（Bekerman [1998: 130]）。この過程で労働生産性は急速

図4 ネオ・リベラル改革と大量失業経済



(注) 実線矢印は正の相関関係、細い点線矢印は負の相関関係、太い点線矢印は正負両方の相関関係をそれぞれ示す。

(出所) 筆者作成。

に上昇していくが、それは労働力を構造的に排出する形で実現したのである。他方、上記の相対価格ショックは前述のように製造業を中心とする貿易財部門の輸入競争を格段に強めることにもなったが、これによる需要=産出の減少という面からも同部門は雇用調整をよぎなくされた。

先の労働・資本代替を相対価格ショックの供給効果とすれば、こちらはその需要効果とでも呼べる。これら二つの効果を把握するため1991～96年の四半期データをもとに計量分析が行われている (Frenkel y González Rozada [1999: VI])。その結果をブラジルとメキシコに関する同様の分析結果とともに引用したのが表1と表2である<sup>(8)</sup>。

それによれば分析対象期間における工業部門の雇用変化率−17%は需要効果の+8%と供給効果の−25%の合成結果であったが(表1)，このうち需要効果はそれ自体また内需の+13.3%，輸出の+2.3%，輸入の−7.6%の総和であった(表2)。改革による相対価格ショックの影響は明瞭である。

第2に、マクロ経済動態に対するネオ・リベラル改革の短期的な循環効果を指摘できる。1991年3月～98年2月を対象としたフレンケルらの計量分析によれば、この時期のアルゼンチン経済は国際収支(とくに外貨準備、資本収支)と国際金利(LIBOR+リスク・プレミアム)に依存した産出変動を示している<sup>(9)</sup>。これは金融自由化にともないマクロ経済が資本移動に左右されつつ

表1 工業部門の雇用変化率の要因分解：需要効果と供給効果

	アルゼンチン	ブラジル		メキシコ	
	1991 II～1996	1989～1992	1993～1996	1981～1987	1988～1994
需要効果	8%	−4.2%	2.9%	−0.4%	18.9%
供給効果	−25%	−18.3%	−17.6%	15.0%	−16.6%
合計	−17%	−22.5%	−14.6%	14.6%	2.2%

(注) アルゼンチンの分析結果は1991年第2四半期～96年に関するものである。なお1981～89年のメキシコの供給効果に関する推定値はHernández Laos [1999: 167, cuadro 9]により修正した。

(出所) Marcio Camargo [1999: 20, Cuadro 4].

表2 需要効果による雇用変化率の要因分解：内需と外需

	アルゼンチン 1991 II～1996	ブラジル		メキシコ	
		1989～1992	1993～1996	1981～1987	1988～1994
内需	13.3%	-4.0%	4.3%	-8.9%	45.9%
輸出	2.3%	0.3%	0.5%	5.4%	23.9%
輸入	-7.6%	0.5%	1.8%	3.1%	-50.9%
合計	8.0%	-3.2%	6.6%	-0.4%	18.9%

(注) 表1に同じ。

(出所) Marcio Camargo [1999: 21, Cuadro 5].

変動するようになったことを示唆している。図4の太い点線矢印に描いたように、この意味での循環効果には正負両面があるが、1995年のメキシコ通貨危機ショック（テキーラ効果）や1999年のブラジル通貨危機ショックに際しては、資本流出ないし資本純流入の減少を契機に負の累積的因果連関が作動した<sup>(10)</sup>。これにともなう産出減少は、上述のような相対価格ショックの需給両効果ともあいまって、とくに工業部門の雇用削減へと帰結したのである<sup>(11)</sup>。

### 第3節 雇用関係の柔軟化：労働改革と「日本化」

製造業雇用の減少に対するネオ・リベラル改革の以上のような諸効果は、決して完全に自動的なものではない。労働需要の変動は必ず雇用関係の特定の制度的枠組みをつうじて効果を現す。その枠組みのあり方次第では同一の変動要因であっても異なる結果をもたらすはずである。1990年代のアルゼンチンにおいては雇用関係に関わる制度的枠組みもまたネオ・リベラル改革の雇用削減効果を促進するように変化し、この結果として大量失業経済への転換がいっそう進んだものと考えられる（図4）。ここでいう雇用関係の制度的枠組みの変化とは雇用関係の柔軟化であり、それは労働法制改革と企業の生産組織の「日本化」とに分けることができる。失業以外の雇用の不安定化現

象もこのことと密接に関連している。最初に労働改革による雇用関係のマクロの柔軟化から考察していこう。

雇用関係全般を規制する労働法制は1990年代に大きく変化した。その嚆矢は1974年の労働契約法を部分改定した1991年の法律24,013号、いわゆる雇用法であり、以後1995年までこれを補完する政令や法律が相次いで発効した(付表3)。それらの内容は多岐にわたるが、この間進んだ雇用の減少や不安定化との関連では、(1)解雇補償金の改定、(2)各種の有期限雇用契約の認可、(3)労使交渉の分権化が重要である。

まず(1)から始めよう。アルゼンチンではそれまで失業保険制度がなく、正当な事由がない解雇の場合および経済的事由による解雇の場合には、給与に勤続年数を乗じた金額を補償金として支払うことになっていた<sup>(12)</sup>。これに対して改定後は経済的事由による解雇の場合について補償金額が半分に引き下げられた(IDB [1996: 190, Table 6.2])。また同補償金には最高額も定められていたが、1989年にそれが一時撤廃されていたことから、財界の要望を受け入れ改めてその額が設定されている(勤続年数に応じて協約賃金の3カ月分ずつ増額。Marshall [1997: 443])。

以上のうち再設定された最高額は1989年までの水準(勤続年数に応じて最低賃金の3カ月分ずつ増額)を超えていたため、これ自体と大量失業経済への転換とを結びつけることはできないだろう。しかし経済的事由による解雇について補償金額が半減したことは重視されねばならない。第2節で考察したネオ・リベラル改革はまさに幾多の「経済的事由」を生み出したからである。これはあたかも同改革に合わせて解雇補償金が減額調整されたかのようである。いずれにせよ企業の負担は減り、解雇は容易になったといえるだろう。

ちなみに1990年代において失業者に占める25歳未満層の割合が減る一方、25歳以上層、とりわけ50歳以上層のそれが増えたのは、こうした制度変化と関係があるかもしれない(付表1)。なお、上記の雇用法によって初めて失業保険制度が創設されたが、その内容と実績については次節で検討する。

次に(2)、すなわち各種の有期限雇用契約の認可の効果はより間接的だが等

しく重要である。アルゼンチンでは従来、法律上は無期限雇用しか認められていなかった。しかし実態としては1980年代にもインフォーマルな有期限雇用が増加する傾向にあり、1991年雇用法はこれをいわばロングダーリングしたものといえる。前述した解雇補償金の上限設定もそうだが、このような有期限雇用の公認には雇用主負担（年金積立金や解雇補償金）の減免によって雇用を創出しようとの意図も込められており、これは広い意味での雇用政策の一環でもあった。1995年以降における新規雇用の80%はこの種の変則的契約であり、その数は1991～97年に50万人にも及んだものと推定されている(Godio et al.[1998: 10-11])。しかしさまに有期限雇用であるがゆえに、第2節で考察したような労働需要圧縮効果が強まれば失業はたちどころに増加せざるをえない。事実、1990年代の失業率の内訳をみると、一時契約の終了にともない改めて失業者となる、いわばリピーターの割合は徐々に増えていったことがわかる（付表2）。この変則的な有期限雇用が俗に「使い捨て契約」と呼ばれたのは全く正当なのである。

最後に(3)、つまり労使交渉の分権化の効果も間接的なものだが決して無視できない。かつてアルゼンチンでは産業別・部門別の団体交渉が支配的であったが、1991年法律2,284号や95年法律24,467号により企業別交渉（産業別・部門別交渉を基本枠組みとする個別交渉も含む）への環境が整備されていった。表3に1991年7月～1998年2月の実績を示したが、この後も企業別交渉優位の構造は変わらなかった。1999年前半には産業別・部門別の協約および協定は14件を数えたが、企業別のそれは87件に上っている(Secretaría de Trabajo

表3 労使交渉の分権化（1991年7月～1998年2月）  
(単位:件)

	労働協約	協定	合計
企業別の団体交渉	219	286	505
産業別の団体交渉	132	245	377
合計	351	531	882

(出所) MTSS [s.d.].

[1999: 15, Cuadro 8])。すぐ後述するように、実はこれと並行して企業レベルでは雇用関係のミクロの柔軟化が生産組織を中心に「日本化」の形態をとりつつ進展していた。それは事前的にも事後的にも省力化をもたらすが、マクロの労働法制における分権的な団体交渉の促進はミクロのこうした組織革新を後押しすることによって間接的に大量失業を誘発したと考えられるのである。

以上のように、労働改革はネオ・リベラル改革を補完しながら大量失業経済への転換を誘発する制度的触媒となった。ただし、ほかならぬ失業の急増や国政選挙での野党連合アリアンサの勝利（1997年10月）により、正義党政権は従来の改革の再検討をよぎなくされ、有期限雇用の廃止または規制強化、労使交渉の集権化、雇用主負担の軽減による無期限雇用の促進などを柱とする再改革が財界の反対を押し切って1998年に実施された（付表3）。これは1999年の大統領選挙をにらんで与党系労組やそのナショナル・センターであるCGT（労働総同盟）の支持を確保しようとしたものであるが、厳しい現実を反映した内容となっており評価できる点もある。しかしそれはさらに進んで進歩的な改革を実現しようとするものではなかった（Godio et al. [1998: 17-18], Instituto del Mundo del Trabajo [1998: 13]）。この間、アリアンサは上記の1998年改革を批判的に検討しつつ独自の進歩的な労働改革案を練り上げていったが、この点については本章の末尾で改めて論じよう。

さて次に雇用関係のミクロの柔軟化が労働需要の減少に及ぼした影響をとりあげよう。すでに述べたように、1990年代には企業の生産組織が製造業を中心として急速に「日本化」していく。多能工化、仕事表、QCサークル、カイゼン、カンバンといった日本企業の生産管理方式が自動車多国籍企業などを媒介として普及したのである。民営化された企業でも同様である（MTSS [s.d.]）。1990年代半ばまでのこの傾向については別の機会に論じたが（佐野 [1998: 第5章] [1999: 表2および表5]），近年刷新された一連の労働協約・協定の内容をみても、労働力利用の「可動性および多能性」に言及した条項やこれと密接に関連して「職務区分の再編成」を明記した条項は最も頻繁に現れるものの一つである。たとえば1999年6月に妥結された協約・協定でいえ

ば上記いずれの条項もそれらの67%に含まれている (Secretaría de Trabajo [1999: 9])<sup>(13)</sup>。

念のために注意しておくと、1997年3月からブエノス・アイレス郊外サラテ市で軽トラック工場を稼働させ始めたトヨタも含め、日本的な生産組織を導入した企業の多くは本場・日本企業の場合のように作業工の賃金支給額を個人別の業績査定(つまり個人別の労働者間競争)と明示的にリンクさせるには至っていない。この意味で、現在までのところはあくまで括弧つきの「日本化」がみられるにすぎない<sup>(14)</sup>。

しかしいずれにせよ、この「日本化」は根本的には生産合理化策の一環であり、朝鮮戦争直後のトヨタがかつてそうであったように、少なくとも従来から存在していた企業にとっては「少人化」つまり省力化を可能にするものであった。実際、たとえばブエノス・アイレス郊外パチェコ地区のフォード工場では、本格的な「日本化」の実績で名高い同社メキシコ・エルモシージョ工場の経験も生かした事業再構築を進めてきたが、この間1990年代初めに約6000～7000人いた人員を1999年半ばまでに約2800人へと削減している<sup>(15)</sup>。またセベル社(フィアットとプジョーの現地利権法人であった)は自動車機械工組合(SMATA)に対して譲歩交渉を迫り、1995年10月にそれまで1交代110台であった生産台数を半分の人員で150台に引き上げることに成功した(Sartelli [1997: 54, nota 30])。フィアットはその後も日本方式をいっそう大胆に取り入れた「統合工場」を目指してきている。

いわゆる多能工化に代表される日本流の柔軟な生産組織は、論者によって評価が分かれるところもあるが、従来のティラー主義やフォード・システムに対してたしかに一定の革新的な要素を内蔵しているとみてよいだろう。しかし、それが労働過程の内的・機能的な柔軟性を増すのと裏腹に省力化を誘発しやすいこともまた間違いない。アルゼンチンにおいては、このことが先にみた労働法制改革やネオ・リベラル改革の諸効果とあいまって雇用の極端な外的柔軟化、つまり大量解雇や不安定雇用へと帰結してきた。内的に柔軟な作業組織をもつ「統合工場」は、いまや経済全体からみれば大洋に浮かぶ

小島にすぎない。1990年代の経済・労働改革にあっては、革新的な事態と逆行的な事態とが危険な形で融合しながら進展したのである (Godio et al. [1998: 10])。

#### 第4節 雇用政策とその限界

以上のように、大量失業経済への大転換はマクロ、ミクロ両方の制度構造の変化によって引き起こされた。これに対して失業対策を中心に一連の雇用政策が展開されたが、結論からいってそれらは基本的に守りのセイフティー・ネットの域を出るものではなく、またこれまでみてきた失業誘発型の制度構造を矯正しうるものでもなかった。以下ではメネム正義党政権下の雇用政策の概要と実績について、(1)失業保険の導入、(2)雇用創出政策、(3)職業訓練政策の3点から整理し、その意義と限界を明らかにしておこう。

前述のように、アルゼンチンにおいて失業保険制度が初めて導入されたのは1991年の雇用法によってである(施行細則・決議92/739により正式には1992年始めから始動)。完全失業率や不完全就業率は債務危機下の1980年代から上昇し始めており、同制度も当初はこの問題に対処するためのものであった。アルゼンチンではそれまで1984年政令3,984/84および1985年政令2,485/85によって、レイ・オフされた労働者に特別補助金(最低賃金の7割相当と家族扶養手当を9カ月まで支給)を支給したことはあるが、これは例外的措置であった。また法律22,752号により少数の労働者に一時的な社会給付を与えることが定められたが、これも実際には適用されずに終わった(Godio et al. [1998: 56])。

1991年に導入された失業保険制度はその後1995年に改革を施され、現在に至っている。財源としては国家雇用基金(FNE)にプールされた家族扶養手当資金を援用する。賃金支給額の1.5%相当と1%相当を雇用主と従業員が各々拠出し、この財源を労働省内に設置された全国社会保障局(ANSES)が管理する。保険金の受給対象となるのは1974年労働契約法のもとにある被雇用者

全員である。ただし建設業、農業、家内サービス、公共部門の労働者は除く。また失職前3年間のうち最低1年間は雇用基金に積立金を拠出しており、かつ他の所得を得ていない者に限って保険金を支給する。失業保険を支給されている間は家族扶養手当が支給され、うち3カ月間は医療保険が適用される。この受給期間は年金掛け金積立期間にも算入される (IDB [1996: 191, Table 6.3], Godio et al. [1998: 56])。現行の掛け金積立期間、保険金支給期間、および保険金支給額の対応関係は表4のとおりである。支給期間は12カ月が最長だが、同期間に延びるにつれ支給保険金額は遞減していく。

経済的事由がある場合の解雇補償金が減額され、さらに非正規・有期限雇用について同補償金の減免が行われていくなかにあって、失業保険は失職時の所得補償手段として重要な位置づけを与えられるべき制度だったはずである。しかし現実の運用実績は必ずしも芳しくない(図5)。

まず、支給される保険金がきわめて少額である。これに対してCGTから分裂した批判的なナショナル・センターであるCTA(アルゼンチン労働者本部)

表4 失業保険制度

(1) 積立期間と保険金支給期間の関係

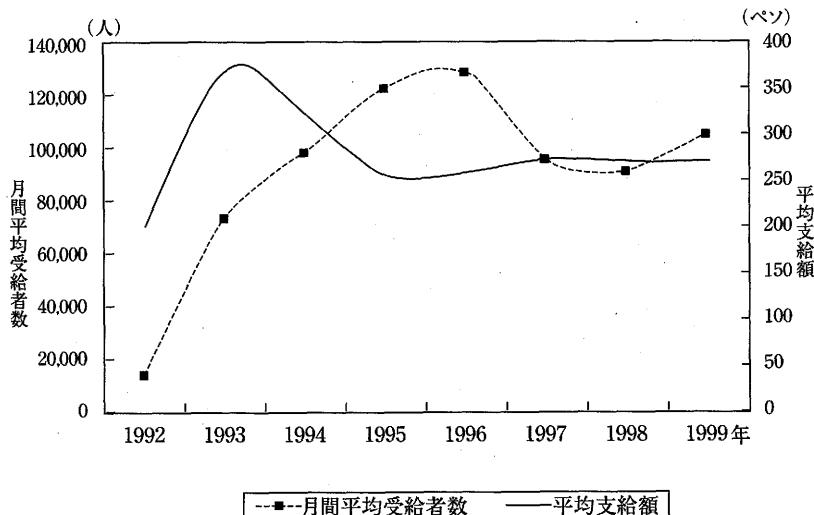
積立期間	失業保険金支給期間
12カ月～23カ月	4カ月
24カ月～35カ月	8カ月
36カ月	12カ月

(2) 保険金の支給期間と支給額の関係

失業保険金支給期間	失業保険金支給額
当初4カ月	過去半年間における月間通常給与の最高額の50% (最高300ペソ、最低150ペソ)
5カ月～8カ月	当初4カ月の支給額の85%
9カ月～12カ月	同70%

(出所) MTEFRH [1999-2000b].

図5 失業保険制度の運用実績



(注) 平均支給額は家族手当も含む。

(出所) MTEFRH [1999a] により筆者作成。

は、平均支給額として490ペソを要求している (CTA [1998])。

次に失業保険金受給者数が実際の失業人口と比べて極端に少ないことも問題である。1997年現在で失業保険受給者数は月間平均9万5379人であったが、これは失業人口のわずか4.4%しかカバーしていなかった (Godio et al. [1998: 56-57])。この状況は、労働省の政策担当者自身が認めたように、受給者資格が非常に厳格であったことによる (Marín [1997: 462])。硬直的な制度のもとで失業者の多くは不安定な生活を強いられてきたのである。

次に雇用創出政策の概要と実績をみよう。アルゼンチンでは1980年代まで失業問題が比較的軽微であったこともあり、この種の政策が曲がりなりにも大規模に実施されるようになったのは1990年代になってからである。第3節でみた各種の非正規・有期限雇用の認可それ自体も、雇用主負担の軽減を梃子に間接的な雇用促進を図ったものであるかぎりでは、この政策範疇に含ま

れる。

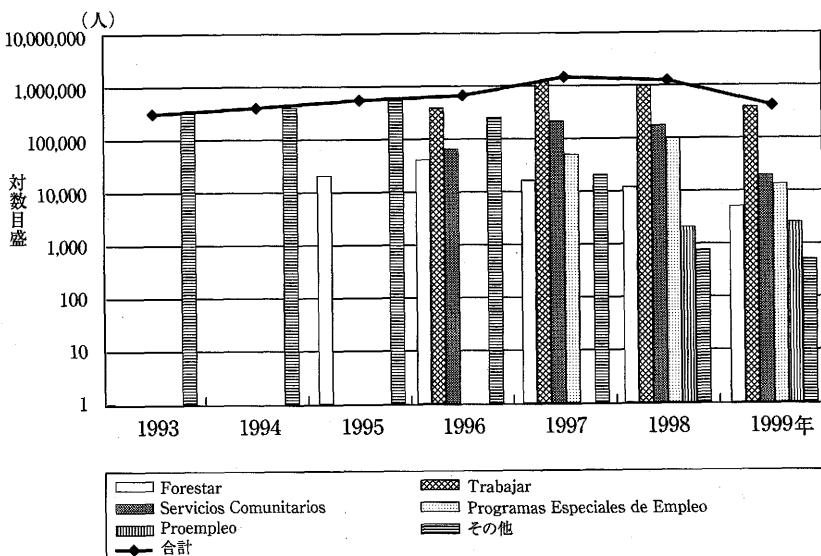
このほか1993年の「集中的労働プログラム」(Programa Intensivo de Trabajo) や1995年の「連帶的扶助プログラム」(Programa de Asistencia Solidaria)を皮切りに、数十万人から百数十万人規模のより直接的な雇用創出が実施されたことは注目に値する。それらのうち代表的な政策プログラムの概要は表5に、また運用実績は図6に示した。その財源となったのは前述の国家雇用基金や海外からの融資（世界銀行、米州開発銀行）である。なお州政府も連邦政府と同様の政策を展開してきた。

表5 連邦政府の主な雇用創出政策

名称	内容
1996年～ Trabajar I , II , III	連邦政府、地方自治体、民間非営利団体、公営企業などによる貧困・失業層（ただし失業保険の非受給者ならびに他の雇用創出・職業訓練プログラムに参加していない者）向けの臨時雇用創出。月200ペソまでの現物賃金支給。労災保険、医療保険つき。3カ月～半年間。財源は国家雇用基金（FNE）と世界銀行の融資。
1996年～ Servicios Comunitarios I , II , III	低所得層の失業者（ただし年金・失業保険の非受給者ならびに他の雇用創出・職業訓練プログラムに参加していない者）を対象とする、コミュニティー向けの社会的サービスに従事する臨時雇用の創出。女性に重点。連邦政府、地方自治体、民間非営利団体による。政府が月160～170ペソまでの現物賃金支給。医療保険つき。3カ月～半年間。財源はFNE。
1998年～ Proempleo	リストラが進行中の部門・地域を主な対象として民間雇用の創出を促進。38歳以上の失業者（主たる家計支持者で無期限・フルタイム雇用契約のもとにあった者）あるいは雇用状況が悪化している企業・部門・地域などの失業者・不完全就業者。1年半（最初の1年間は150ペソ、との半年は100ペソを支給）。財源はFNE。
1995年～ Forestar	農村部の失業者を対象とした林業関連の民間臨時雇用の創出推進。90%は本プログラム、10%は民間事業主が負担。月200ペソまでの現物賃金支給。医療保険つき。2カ月または3カ月。財源はFNE。

（出所） 労働省の内部資料およびSecretaría de Desarrollo Social [1998] ほかにより筆者作成。

図6 雇用創出政策の受益者数（1993～99年）



(注) 1999年は1～6月のみ。1997～99年は暫定値。

(出所) MTEFRH [1999a] により筆者作成。

たしかに、非自発的失業が存在するならば、それを放置するよりは現実に何らかの救済策を展開すべきであろう。そのかぎりで以上の雇用創出政策には当然意義がある。しかし1990年代の雇用創出政策は次のようないくつかの問題を孕んでいた (Godio et al. [1998: 57-58])。

第1に、財源の一部を国際融資に依存していたため対外債務がいっそう増加した。対外債務は有効に活用されれば生産的な意味をもつが、アルゼンチンの場合には、そもそも失業誘発的な制度構造を選択したために生じた問題を糊塗するのに用いられた。これは債務の濫用である。この時期における対外債務の拡大の少なくとも一部は、ネオ・リベラル改革やそれを補完した雇用関係の柔軟化の費用ともいえる。

第2に、たとえばTrabajarプログラムの資金をめぐる汚職がマスコミによ

って告発されるなど、雇用創出政策が政治的な利益誘導の道具として使われた側面もあった。

第3に、失業率の算定の基礎となる「継続家計調査」(注(2)を参照)の実施時期に雇用創出が集中して行われるなど、雇用状況の見かけ上の好転を印象づけるために政策が恣意的に運用された面もある。

最後に職業訓練政策についてみる。一般に失業保険や雇用創出政策は現に生じている失業問題に対処するための受け身の方策であるのに対して、職業訓練政策は労働者に再教育を施すことによって雇用適性を向上させ新たな就業機会を与えようとする、より積極的な雇用政策である。アルゼンチンでは1949年に連邦政府雇用局が創設され一定の職業訓練制度が定着していったが、それらは必ずしも高度なものではなく、また小規模にとどまっていた(Godio et al. [1998: 56])。これに対して1990年代には職業訓練政策が従来よりも重視されるようになった。主な政策の概要は表6に、また実績は図7に示した。

この間、労働協約・協定の内容にもうかがえるように、前述の「日本化」と並行して企業レベルでも従業員訓練が盛んに行われるようになったが、政府の職業訓練政策にはこの動きを支援する意図も込められていたと考えられる。実際たとえば付表4にも掲げたEmprenderプログラムは、事実上フィアット一社のために実施されたものである(Cárcar [1998])。

こうした職業訓練政策は、本章の冒頭でふれたシェンペタリアン労働国家パラダイムへの適応進化がアルゼンチンにおいてもそれなりに進んでいることを示しているかにみえる。ただし根本的な問題点として、労働能力の向上のために意義ある政策が実施されていながら、他方で大量失業を誘発しつづけるような制度構造が固持されていたことは是非指摘しておかねばならない。すなわち制度的または政策的な一貫性が欠如していたのである。

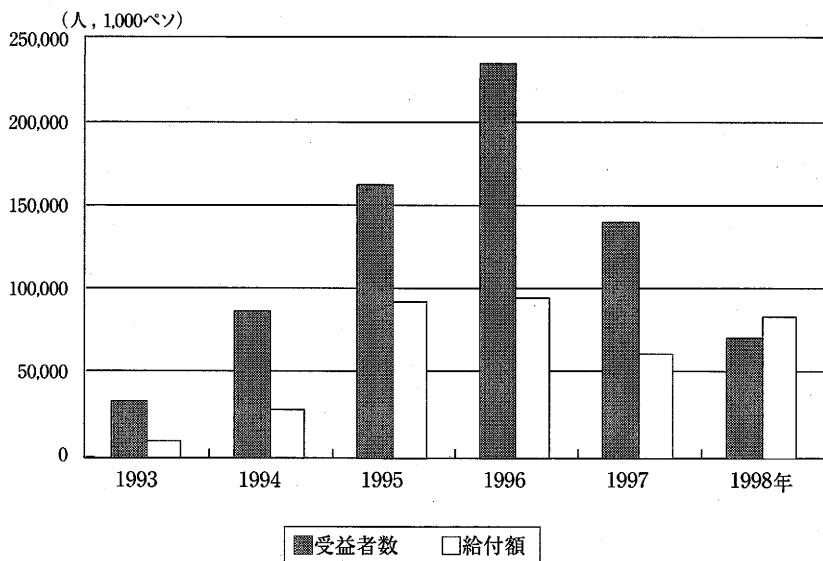
以上、メネム正義党政権下の雇用政策を検討してきた。そこから明らかのように失業保険制度はきわめて不十分であり、雇用創出政策も守りのセイフティーネットの域を出るものではなかった。また職業訓練政策の展開はそれ自体としては積極的に評価できるが、大量失業が持続する状況では蓄積さ

表6 連邦政府の主な職業訓練政策

名称	内容
1994~98年 Proyecto Joven (Fase I) del PAPEJ	16歳~35歳・低学歴・貧困・失業ないし不完全就業層の訓練と実習。事前に資格審査を受けた訓練施設。受講無料。奨学金・補助金などあり。1998年2月までに8万6100人。1億5000万ドル。財源は米州開発銀行融資と国庫。
1998年~2000年 Proyecto Joven (Fase II)	目的は同上。2000年までに18万人。3億ドル(財源は同上)。
1995年~ Programa de Talleres Ocupacionales	各地方に固有の職業訓練サービス需要に応じる施設の創設または刷新(労使代表からなる非営利民間団体)。当初2年間は労働省所管の国家雇用基金から運営資金援助、以後は独立採算へ。失業者・不完全就業者・再訓練希望者・中小零細企業が対象。失業者への訓練融資制度あり。コルドバ、サンタフェ、ロサリオには金属機械産業関連のNC機器講習コースもある。
1997年~ Consejos de Formación Profesional del PAPEJ	地域レベルの職業訓練に関わる職業訓練機関・企業・労働者間の連絡調整機関(関係のある諸部門の代表からなる民間団体)。ブエノス・アイレスほかでモデル事業として発足。
1998年~ Experiencias Piloto de Certificación de Competencias Laborales	実験的な労働能力証明制度。問題解決能力を含む広い意味での熟練形成・職業訓練を推進するためのモデル事業。メルコスル作業部会No.10のテーマ別委員会IIで決定。アルゼンチンは観光産業、金属機械産業(自動車部品)から開始。1999年には建設業もこのスキームに組み込まれた。労使代表と労働省が協力。UNDPによる資金援助。
1998年~ Programa de Capacitación para una Rama o Sector de Actividad	各地域・地区の労使による部門・産業ごとの無料職業訓練制度(座学、実地訓練)。勤続2年以上の長期失業者、中小企業の経験豊富な労働者・管理職・専門職、零細事業主などが対象。150~400時間。出席率に応じて労働省が資金援助(75%以上は全額)。失業者には月160ペソの奨学金支給。

(出所) 労働省の内部資料およびSecretaría de Desarrollo Social [1998] ほかにより筆者作成。

図7 職業訓練政策の受益者数と給付額（1993～98年）



(注) 1998年は暫定値。

(出所) MTEFRH [1999a] により筆者作成。

れた労働能力を実際に有効活用する余地は限られており、カレンシー・ボーデ制をはじめとする前述の制度構造や政策との相互補完性が欠如していたといえる。ようするに雇用政策だけを断片的に実施するだけでは大きな限界があった。それと整合する本源的な福祉志向の社会経済パラダイムが体系的に確保されていなければならなかったのである。

おわりに —— アリアンサ連合政権：「第三の道」は可能か

アルゼンチンの大量失業経済の制度的構造とメネム正義党政権下の雇用政策のあり方を以上のように理解することができるとすれば、1999年末に発足

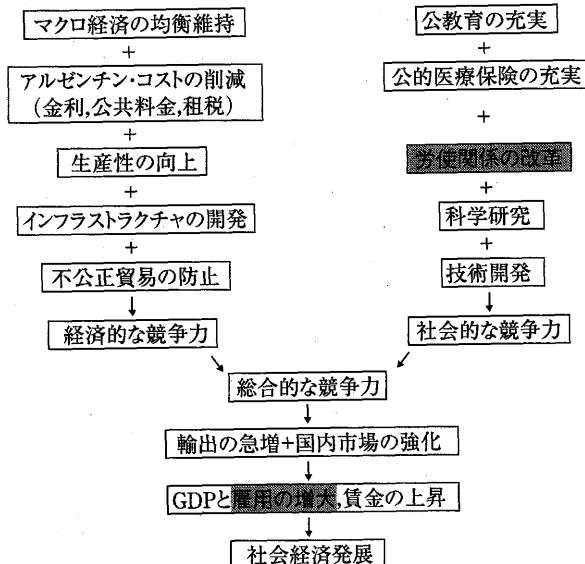
したアリアンサ中道左派連合政権の政策行動はどう評価することができるだろうか。きわめて暫定的ながらこの点について一考を加え、本章を閉じたい。

現政権は失業問題の解決を最優先課題としており、4年間の政権担当期間中に完全失業率を1999年の14%台からひとまず10%程度に、さらに最終的には歴史的な平均水準である6%に引き下げる 것을狙っている。その道筋はアリアンサの政策綱領(IPA [s.d.])において図8のように描かれている。

これによれば、雇用の増大は基本的には輸出の増加や国内市場の強化に基づく持続的な経済成長によって実現される。そのためにはグローバル化の荒波に対抗できるよう社会経済全般にわたる「総合的な競争力」を強化しなければならない。とりわけ教育・保健医療・労使関係・技術開発などの制度環境を国家とさらに社会自身が整備・刷新していくことによって、「社会的な競

図8 アリアンサの社会経済発展戦略

——社会政策と経済政策の結合——



(出所) IPA [s.d.]。ただし引用に際して若干の変更を加えてある。

争力」を高めることが肝要である。自由市場の落伍者を守りのセイフティーネットによって救済するという次元を超え、そもそも落伍者を出さないですむように予め環境整備しておく。イギリス労働党政権と同様の「攻めのトランポリン」の発想である。

この課題はもちろんネオ・リベラル流の自由放任パラダイムによっては達成できない。しかし過剰な国家介入と高率インフレなどマクロ経済的不均衡を繰り返し招いた、かつてのポピュリズム・パラダイムもいまや無効である。現在要求されているのは市場と社会と国家、効率と公正、規律ある経済政策と社会政策を適切に組み合わせることなのである。いわば開発パラダイムにおける「第三の道」であり、デ・ラ・ルア大統領自身はこれを「新たな道」(Nuevo Camino)と呼んでいる<sup>(16)</sup>。

「社会的な競争力」のうち本章の課題とくに関連があるのは「労使関係の改革」の部分である。およそ次のような改革案が構想されていた(IPA[s.d.], Godio et al. [1998: 121-132])。なによりもまず無期限・安定雇用の促進である。企業に無期限雇用を動機づけるよう、この種の契約については解雇補償金の支払い保証と失業保険への加入を条件に同補償金の減額措置をとる。これによって安定雇用が確保されれば労働者の長期訓練が可能となり、たとえば先にみた「日本化」のような生産組織革新にも対応しやすくなる。関連して、職業訓練を実施した企業には減税措置もとる。また失業保険の支給も職業訓練や求職活動を条件とするなど改善を図る。

以上によって「社会的な競争力」を高めるには労使間の自律的かつ統合的な団体交渉を活性化させ、「日本化」など新たな現実に適応しうる制度環境を整えねばならない。ここで統合的交渉とは、産別・部門別の枠組み交渉を前提に、企業別・地域別など必要に応じて柔軟な分権的交渉を行うことを意味する。また、これと並行して企業経営への従業員参加も促進しなければならない。労使間で情報を共有しつつさまざまな協議を行えば効率の改善につながるはずである。さらに以上の改革過程を監視し成果を確実なものとするためにも、正義党政権下で大幅に後退した労働省の監督機能を改めて拡大・強

化する。これと関連して法定労働時間も遵守させる。当面は無給残業など過密労働を取り締まり、将来は労働時間の短縮を実現していくことになる<sup>(17)</sup>。

ようするに、「使い捨て契約」に代表される外的な柔軟性に一定の歯止めをかけつつ、安定雇用のもとで生産組織革新や職業訓練など内的・機能的な柔軟性を促進する。同時にそのための制度的枠組みとして労使の統合的交渉、経営参加、国家の監督機能の強化を推進する。これこそが図8における「労使関係の改革」の核心であり、アリアンサにとっての進歩的なオルタナティブだったのである。

以上の政策構想はデ・ラ・ルア政権による現実の労働改革（同政権発足直後に政府の改革法案が議会に送付され2000年5月に成立）にもほぼ生かされている。それはおよそ次のような内容からなる<sup>(18)</sup>。

- (1) 新規・無期限雇用に際し年金・医療保険などに関わる雇用主負担を軽減する。とくに45歳以上の中高年層、女性の家計支持者、24歳以下の若年層については雇用主の負担を半減し、早期に安定雇用を図る。
- (2) 同契約に関わる登録手続きも大幅に簡素化し企業の取引費用を減らす。
- (3) 試用期間は従来の1ヵ月から最短3ヵ月に延長し、最長12ヵ月まで認める。またこの間は雇用主に社会保障負担を課すようにする。
- (4) 従来法律で定められていた労働協約の有効期限は労使で自主的に定めるものとし、労使交渉の刷新を促す。有効期限切れの協約が自動的に効力を保つことがないようにする。
- (5) 労使が団体交渉のレベル（産業別、部門別、職能別、企業グループ別、企業別）や範囲（全国、地方、地域）をより柔軟に選択できるようにする。
- (6) 団体交渉の場で労組が重要な企業経営情報を得られるようにする。具体的には、企業は利潤分配率、単位労働費用、欠勤率、雇用、技術・組織革新、職務・労働時間の設定や割り振り、労災、職業訓練などに関する情報を開示する。労組は守秘義務を負う。上記の情報のうち主なものについては企業が年次報告を作成し、労組に引き渡す。
- (7) 労働省が自治体の協力を得て労働・社会保障検査統合システムを構築

する。これにより労働基準や国際条約の遵守状況を監視し、必要な場合には指導と勧告を行う。

ここで興味深いのは、この労働改革の審議過程において財界やそのシンクタンク、IMFなどは支持を表明し、CGT反主流派、CTAなど労働組合は反対したという経緯である。いざれもおそらく(1)～(3)や(5)をもって、この改革が前述した1998年改革以前の雇用柔軟化路線に復帰するものと表面的に解釈し、各々賛成と反対に回ったのである。他方、アリアンサ連合政権自身にとってみれば、これは1998年改革以前でも以後でもない、未来志向の進歩的な「第三の道」なのであった。

たしかに、この労働改革には進歩的な要素が盛り込まれている。とりわけ、アルゼンチン史上初めて労働者の経営参加のための第一歩（企業経営情報の開示）が法律によって具体的に規定されたことの意義は大きい。しかしこの労働改革も含め、大量失業経済の打破に挑戦しようとするアリアンサ連合政権の社会経済戦略にはいくつかの疑問がある。

第1に、少なくとも本章執筆時点まで、メネム正義党政権下のネオ・リベラル改革によって定着した制度構造の核心部分、すなわち自由な貿易・金融制度、固定相場制、カレンシー・ボード制（兌換法体制）を変更する政策意志は示されていない<sup>(19)</sup>。ところが第2節でみたように、大量失業経済を誘発した一因はほかならぬ以上の制度構造にある。

加えて国際金融投機筋の代表格たるG・ソロスは数年前からアルゼンチン・ペソが過大評価されていると公言しており、今後も通貨危機の可能性は排除できない。新構造学派の議論によれば、そもそも理論的にもまた歴史的事実をみても、固定相場制と金融自由化の組み合わせのもとではミクロの金融ポジティブ・フィードバックの果てにマクロの通貨危機が発生しがちである<sup>(20)</sup>。

現政権は一連の費用削減（前述の雇用主負担削減、財政赤字の削減による金利引き下げ、公共料金引き下げ、利子課税の減免など）を通じて間接的に通貨の実質切り下げを進めることで、純輸出と投資を増加させようとしている。企業

と投資家の経済的合理性に賭けるこの戦略は果たして奏功するだろうか。

第2に、前述の労働改革の有効性にも疑問がある。第3節で論じたように、大量失業経済のもう一つの原因是雇用関係の柔軟化にあった。アリアンサの労働改革はたしかに1998年以前の労働改革とも1998年改革とも似て非なるものだといえよう。しかしそれによってたとえば労使の統合的交渉を活性化するといつても、前述の「日本化」がいっそう進めば省力化も同時進行し、仮にその他の条件が等しければ失業問題はかえって悪化する可能性がある。

また、かつてと異なり労働組合の力が弱まっている現状では、統合的な交渉それ自体が理想的に進むかどうかとも不明である。むしろなに崩しに企業レベルの個別的な交渉や協定が一面的に増えるかもしれない。同様に、現在の労働市場における圧倒的な買い手市場状況のもとでは、雇用主負担の軽減によって簡単に無期限・安定雇用が拡大するかどうかも議論の余地がある。本章の課題からははずれるが、それはまた年金会計や医療保険会計をいっそう悪化させ、アルゼンチンの狭義の福祉制度を揺るがす可能性がある<sup>(21)</sup>。

第3に、以上から容易に推察されるとおり、少なくとも短・中期的には現実的な失業対策として雇用政策が引き続き重要な役割を果たすことになろう。失業保険、雇用創出政策、職業訓練政策などについて先に指摘したような問題点をアリアンサ連合政権がどこまで進歩的に克服していくのか、注目される。とはいえ結局は大量失業経済の制度構造が変わらないかぎり、この点でなしうることには狭い限界があるようと思われる。

2000年のアルゼンチン経済はほとんど停滞し、雇用指標もたとえば完全失業率が15%前後（同年5月現在で15.4%，10月現在で14.7%）となお高い水準にとどまっているなど明確な改善をみせていない。前政権のもとで定着した大量失業経済の制度構造がなお強靭に持続するなかで、市場も国家も機能しないという手詰まり状態にあるかにみえる。

これに対して、本章では取り上げなかったがコミュニティー社会自身による生存戦略が展開されており、国際的にも注目を集めている。1995年5月1

日に発足したバーター交易グローバル・ネットワーク (Red Global del Trueque) がそれであり、そこでは経済全体のなかでみればごくささやかな規模ながら、バーター交易券 (Ticket Trueque) と呼ばれる地域通貨の発行によって雇用を創出しようとしてきた。地方自治体もこの試みを支援するようになっている。こうした動きも含めてアルゼンチンの新たな福祉志向の開発パラダイムを構想することは別の機会に譲ろう。

## 〔注〕

- (1) B・ジェソップ (Jessop [1994])によれば、戦後の社会経済パラダイムとしては1970年代までケインズ型福祉国家が有効であったが、その後現在にかけてシュンペタリアン労働（ワーカフェア）国家への転換がみられる。前者の特徴は①相対的に閉鎖的な国民経済において需要管理により完全雇用を促進する、②さまざまな福祉の権利と新たな共同的消費の諸形態をつうじて大量消費ノルムが広がる、という2点にある。これに対して後者は①開放経済の環境のもとでシステム的な国際競争力を強化するため供給サイドへの介入によってイノベーションを促進する、②社会政策が雇用関係の柔軟化の必要性や国際競争の制約にしたがうようになる、という点に特徴がある。ケインズ型福祉国家にいくつかの変種があったのと同様、シュンペタリアン労働国家にもネオ・リベラル型、ネオ・コーポラティズム型、ネオ国家主義型の3類型が認められるという。
- (2) アルゼンチンにおける全国的な規模の公式失業統計として今日まで継続性があるのは、国家統計センサス院 (INDEC) による大都市部の「継続家計調査」に基づくそれである。この失業統計は1964年以降に限られている。同調査に先立つ1週間の間に少なくとも1時間の報酬労働または15時間の無報酬労働に就いていた者は就業者と判断され、これ以外は失業者とされる。就業者に求職者を加えた経済活動人口に対する失業者の比率が完全失業率である (Ferrucci [1986: 234])。同様に、週35時間未満しか就業しておらず、かつより多くの時間就業する希望がある者の、経済活動人口に対する比率が不完全就業率である。失業率統計は久しく5月と10月についてのみ作成されていて、1998年から8月についても公表されるようになった。
- (3) この点のほかアルゼンチン経済の長期にわたる制度論的な考察は佐野 [1998] を参照。
- (4) ただし後述する通貨の過大評価により、ドル建て賃金は1990年代には従来の水準を大幅に上回るようになった (Frenkel y González Rozada [1999: 111])。

20, Gráfico 17])。

- (5) 当時の経済政策担当者自身の判断においても、人口構成変化は労働供給増加の2分の1しか説明しない (Llach [1997: 252])。
- (6) 第二次ネオ・リベラル改革の中心である後述のカレンシー・ボード制（兌換法体制）を支えた六つの社会勢力についてはConesa [1994: 197-199] を参照。なお、正義党の改革派はのちに分裂し、急進党や左派諸政党とともに野党連合アリアンサ (Alianza para el Trabajo, la Justicia y la Educación) を形成するようになる。これが現中道左派政権のルーツである。
- (7) 新古典派であれば資本と労働の代替は迅速かつ可塑的に行われ完全雇用が実現すると考えるだろう。また仮に労働が不完全雇用されるとすれば、ニュー・ケインジアンなら賃金の下方硬直性を調整阻害要因とみなすだろう。ベケルマン (Bekerman [1998]) はこのように問題を立てたうえで、ネオ・シュンペタリアンに示唆を得ながら新古典派とニュー・ケインジアンをそれぞれ次のように批判している。①道徳的に摩損した技術は遊休化し、完全雇用されることはない。②いったん技術変化が生じると生産関数は労働節約型にロック・インされ(ヒステリシス)，賃金の下方硬直性の有無にかかわらず失業が生じる。
- (8) 分析の手続きと方法について詳しくはMarcio Camargo [1999: 16-22] を参照。そこでは本文でいう供給効果を構造効果、同じく需要効果を循環効果と呼んでいるが、わかりやすくするために表現を本文のように改めた。表1、表2についても同様である。
- (9) 詳細はFrenkel y González Rozada [1999: II] を参照。
- (10) 1999年には、それまでのアジア危機やロシア危機に加えブラジル危機の影響も加わって一次產品価格が低迷し、アルゼンチンの輸出額は停滞したが、他方で輸入額が大幅に減少したため純輸出は増加した。しかし、それまでの大量資本流入によって要素サービス純支払いが累増していたのに加え、ブラジルの通貨切り下げや国内政局の不安定化によりリスクが増大しつつ建設預金と資本純流入が減少したことから、外貨準備は減少に転じた。この結果、《マネタリー・ベースの減少→ペソ建て国内金利の上昇→投資・消費の抑制》というデフレ回路が作動した。さらに輸出額の減少によるマイナスの乗数効果もあって、1990年代最悪の景気後退が引き起こされた。企業のブラジルへの移転も相次ぎ「空洞化」現象が生じた。こうして1999年には雇用状況が再び悪化したのである (Economist Intelligence Unit [1999] ほかを参照)。以上のような負の因果連関の慣性は2000年にも作用し、経済停滞をもたらした。

なお、開放マクロ経済学の教科書では一般に固定相場制のもとでは金融政策は無効であり財政政策が有効であると教えている。しかし1990年代末のア

ルゼンチンのように構造的要因によって財政拡張が困難である場合には、金融面のショックを裁量的な財政出動によって緩和することはできないのである (Canitrot [1999])。

- (11) 大量失業の原因としては以上のほか、民営化の影響も考慮すべきであるが、この点に関する考察は本章では割愛する。
- (12) 実際には解雇の事由の正当性それ自体をめぐって労使が法的に争うことしばしばあり、この過程で結局補償金が支払われなくなることもある。企業が労働裁判所に訴訟を起こすことは労働者にとって威嚇となるのである (Godio et al. [1998: 18])。
- (13) このほか頻出する条項としては「労働時間の管理」(83%)、「夏季有給休暇取得の年間配分」(58%)、「出勤・時間厳守」(50%)、「生産性基準による報奨金支給」(50%)などがある (Secretaría de Trabajo [1999: 9])。
- (14) トヨタ、フォード、フォルクスワーゲンでの面談調査 (1999年7月)と、主な労働協約・協定の分析結果とに基づく判断である。ただし企業によっては昇進人事に際して事実上は個人別査定を行っている。これらの点については別の機会に論じたい。
- (15) アルゼンチン・フォード社人事部長アディダ氏に対する面談調査 (1999年7月)による。
- (16) イギリス労働党を中心とした「第三の道」に関する解説としてはギデンズ [1999] を参照。アリアンサの政策綱領が作成されていく過程でポピュリズムでもネオ・リベラリズムでもない「新しいパラダイム」を打ち出す必要性が認識されていったことについてはGodio [1998: Capítulo V] (とくに207ページ) を参照。
- (17) その先にはさらにワーク・シェアリングによる失業の緩和が考えられる。CTAは労働時間の短縮や定年年齢の引き下げによるワーク・シェアリングを要求している (CTA [1998])。
- (18) 詳細はMTEFRH [2000] を参照。
- (19) 野党時代の宣言綱領「アルゼンチン人への手紙」(1998年8月)ではカレンシー・ボード制の維持を主張している (Godio [1998: 238])。その後の選挙・政策綱領などではこの点が曖昧になり、アリアンサ関係者のなかには兌換法体制からの脱却を主張する者もいる。たとえばアルフォンシン前大統領(急進党現総裁)は通貨バケット制への移行による事実上の通貨切り下げを構想しているといわれる。しかしマチネア前経済大臣をはじめ現政権はこれまで一貫してその可能性を否定してきた。このほか労働組合側ではCGT反主流派モジャノ書記長が通貨切り下げを公に要求しており、ロサーノCTA経済顧問は輸入関税の引き上げによる輸入競争の緩和を提案している。
- (20) これと関連してポスト・ケインジアンと新構造学派の通貨危機論について

は佐野 [2000]、安原 [2000] を参照。

(2) 関連して本書第9章の宇佐見論文を参照。

### 〈参考文献〉

#### 〈日本語文献〉

- ギデンズ、A.（佐和隆光訳）[1999]『第三の道—効率と公正の新たな同盟—』日本経済新聞社（原著はAnthony Giddens, *The Third Way: The Renewal of Social Democracy*, Cambridge: Polity Press, 1998）。
- 佐野誠[1998]『開発のレギュレーション—負の奇跡・クリオージョ資本主義—』新評論。
- [1999]「雇用関係の柔軟化」（小池洋一・堀坂浩太郎編『ラテンアメリカ新生産システム論—ポスト輸入代替工業化の挑戦—』アジア経済研究所）。
- [2000]「グローバル通貨・金融危機をどうみるか—ネオ・リベラル症候群の伝染—」（天野勝行・芳賀健二編『資本主義の現実分析—経済学の新しいパラダイムを求めて—』昭和堂）。
- セン、A.（池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳）[1999]『不平等の再検討—潜在能力と自由—』岩波書店。
- 安原毅[2000]「新構造学派による通貨危機分析」（『南山経済研究』第15巻第2号）。

#### 〈外国語文献〉

- Bekerman, Marta [1998] “Reforma Comercial y Desempleo. Reflexiones para el Caso de la Economía Argentina,” *Desarrollo Económico*, Vol.38, Número Especial.
- Canitrot, Adolfo [1999] “Con el Modelo Actual la Argentina No Puede Hacer Política Económica,” *El Cronista*, 26 de Abril.
- Cárcar, Fabiola [1998] “Políticas Laborales Implementadas en Argentina y su Relación con las Grandes Empresas,” en Hugo Nachteff ed., *La Economía Argentina a Fin de Siglo: Fragmentación Presente y Desarrollo Ausente*, Buenos Aires: FLACSO-EUDEBA.
- Conesa, E. R. [1994] *Los Secretos del Desarrollo. Claves para Entender y Superar el Estancamiento de la Argentina de Hoy*, Buenos Aires: Planeta.
- CTA (Central de los Trabajadores Argentinos) [1998] *ConeCTAandonos. Publicación de la Central de los Trabajadores Argentinos. Edición*

- Especial. Basta de Perder. No a la Flexibilización Laboral. Trabajo ¡Ya!,* Buenos Aires: CTA.
- Economist Intelligence Unit [1999] *Country Report. Argentina. 4<sup>th</sup> Quarter 1999,* London: The Economist Intelligence Unit.
- Fernández, Arturo [1996] *Empresas y Sindicatos frente a la Flexibilización Laboral,* Buenos Aires: CEDAL.
- Ferrucci, Ricardo J. [1986] *Instrumental para el Estudio de la Economía Argentina,* Buenos Aires: EUDEBA.
- Frenkel, Roberto y Martín González Rozada [1999] *Liberalización del Balance de Pagos. Efectos sobre el Crecimiento, el Empleo y los Ingresos en Argentina,* Serie de Documentos de Economía, Número 11, Centro de Investigaciones en Economía, Facultad de Ciencias Económicas y Empresariales, Buenos Aires: Universidad de Parelmo, CEDES.
- Godio, Julio [1998] *La Alianza. Formación y Destino de una Coalición Progresista,* Buenos Aires: Grijalbo.
- Godio, Julio, Rubén Cortina, Sergio Rizzi y Alberto J. Robles [1998] *La Incertidumbre del Trabajo. ¿Qué se Esconde detrás del Debate sobre la Estabilidad Laboral en Argentina?,* Buenos Aires: Corregidor.
- Henrández Laos, Enrique [1999] “Capítulo IV Apertura Comercial, Productividad, Empleo y Contratos de Trabajo en México,” en Tokman y Martínez [1999].
- IDB (Inter-American Development Bank) [1996] *Economic and Social Progress in Latin America, 1996 Report,* Baltimore: The Johns Hopkins University Press.
- INDEC [1999] *Anuario Estadístico 1999,* <http://www.indec.mecon.ar/default.htm>.
- Instituto del Mundo del Trabajo [1998] *?Qué Tipo de Ministerio de Trabajo Necesita un Gobierno de Coalición?,* Buenos Aires: Instituto del Mundo del Trabajo.
- IPA (Instituto Programático de la Alianza) [s.d.] *El Gran Cambio,* <http://www.ipa.org.ar/nuevo/plataforma.htm>.
- Jessop, Bob [1994] “6. Changing Forms and Functions of the State in an Era of Globalization and Regionalization,” in Robert Delorme and Kurt Dopfer eds., *The Political Economy of Diversity: Evolutionary Perspectives on Economic Order and Disorder,* Aldershot: Edward Elgar.
- Llach, Juan [1997] *Otro Siglo, Otra Argentina. Una Estrategia para el Desarrollo Económico y Social nacida de la Convertibilidad y de su Historia,* Buenos

- Aires: Ariel Sociedad Económica.
- Marcio Camargo, José [1999] "Capítulo I Apertura Económica, Productividad y Mercado de Trabajo. Argentina, Brasil y México," en Tokman y Martínez [1999].
- Marín, Luis Castillo [1997] "Las Políticas de Empleo frente a la Crisis. Diagnóstico y Perspectivas," en Villanueva [1997].
- Marshall, Adriana [1997] "Protección del Empleo en América Latina: Las Reformas de los Noventa y sus Efectos en el Mercado de Trabajo," en Villanueva [1997].
- MTSS (Ministerio de Trabajo y Seguridad Social) [s.d.] *La Reforma Laboral en la República Argentina —Ley 25.013 Aprobada por el H. Congreso de la Nación el 2 de Septiembre de 1998*, <http://www.trabajo.gov.ar/reformalaboral/reforma.htm>.
- MTEFRH (Ministerio de Trabajo, Empleo y Formación de Recursos Humanos) [1999-2000a] *Boletín de Estadísticas Laborales*, <http://www.trabajo.gov.ar/Empleo/descargas/default.htm>.
- [1999-2000b] *Políticas de Empleo y Capacitación Laboral. Seguro de Desempleo*, <http://www.trabajo.gov.ar/Rehacer/empleo/peycl/desempleo/index.htm>.
- [2000] *Nueva Ley de Empleo*, <http://www.trabajo.gov.ar/trabajo/files/NuevaLeydeEmpleo.pdf>
- OECD [1997] Source Data for Marie-Ange Véganzones, *Argentina in the 20<sup>th</sup> Century*, Paris: OECD, Diskette.
- Palomino, Héctor y Jorge Schvarzer [1996] "Entre la Informalidad y el Desempleo. Una Perspectiva de Largo Plazo," *Realidad Económica*, Número 139.
- Sartelli, Eduardo [1997] "MERCOSUR y Clase Obrera: Las Raíces de un Matrimonio Infeliz," *Realidad Económica*, Número 146.
- Secretaría de Desarrollo Social [1998] *Guía de Programas Sociales Nacionales 1998*, Buenos Aires: Secretaría de Desarrollo Social.
- Secretaría de Trabajo [1999] *La Negociación Colectiva. Boletín N° 32. Evolución y Movimientos de Junio de 1999*, Buenos Aires: Coordinación de Investigaciones y Análisis Laborales, Secretaría de Trabajo, Ministerio de Trabajo y Seguridad Social.
- Víctor E. Tokman y Daniel Martínez coord. [1999] *Productividad y Empleo en la Apertura Económica*, Lima: OIT.
- UNDP (United Nations Development Programme) [various issues] *Human*

*Development Report*, New York: Oxford University Press.

Villanueva, Ernesto coord. [1997] *Empleo y Globalización. La Nueva Cuestión Social en la Argentina*, Buenos Aires: Universidad Nacional de Quilmes.

付表1 失業者のプロファイル  
(都市人口に占める比率%)

年月		1990.5	1990.10	1991.6	1991.10	1992.5	1992.10	1993.5	1993.10	1994.5	1994.10
性別	男性	61.4	60.8	60.3	56.6	57.2	58.7	54.7	53.9	55.4	54.4
	女性	38.7	39.2	39.7	43.4	42.8	41.4	45.3	46.1	44.6	45.6
年齢層	25歳未満	44.6	45.0	46.2	45.6	46.3	45.2	43.7	45.3	45.8	42.7
	25~49歳	45.1	44.0	40.2	43.2	42.6	39.1	40.0	42.0	40.4	42.7
	50~59歳	8.1	7.2	9.0	8.2	7.2	10.3	10.4	8.8	9.5	9.7
	60歳以上	2.2	3.8	4.6	3.1	3.9	5.4	5.9	3.8	4.3	4.9
家計内	家計支持者	29.1	30.6	29.4	27.6	28.0	29.6	30.9	29.3	29.8	30.4
の役割	その他	70.9	69.5	70.6	72.4	72.0	70.4	69.1	70.7	70.2	69.7
教育水準	低	16.6	15.7	13.7	11.9	13.1	14.2	12.2	12.1	11.5	11.3
	中	52.4	54.4	54.9	53.0	55.2	54.0	53.5	56.9	55.3	55.9
	高	31.1	29.9	31.4	35.1	31.7	31.8	34.4	31.0	33.2	32.8
年月		1995.5	1995.10	1996.5	1996.10	1997.5	1997.10	1998.5	1998.8	1998.10	1999.5
性別	男性	55.0	56.5	57.4	56.7	54.5	55.6	56.7	56.3	56.8	57.9
	女性	45.0	43.5	42.6	43.3	45.5	44.4	43.4	43.7	43.2	42.1
年齢層	25歳未満	43.6	39.7	38.7	40.2	38.8	41.0	39.8	39.3	39.1	38.8
	25~49歳	42.1	44.7	45.4	44.1	45.3	43.3	43.3	43.6	43.5	45.5
	50~59歳	9.5	10.9	11.2	10.6	10.6	10.9	11.3	10.5	11.6	9.8
	60歳以上	4.8	4.8	4.6	5.1	5.3	4.8	5.7	6.6	5.9	5.9
家計内	家計支持者	30.0	31.9	33.0	31.5	30.9	31.5	31.1	32.2	32.8	33.6
の役割	その他	70.0	68.1	67.0	68.5	69.1	68.5	68.9	67.8	67.3	66.4
教育水準	低	11.6	11.8	11.3	11.5	11.5	11.6	12.1	12.1	11.8	11.8
	中	54.1	56.0	55.0	55.2	53.7	54.8	52.4	53.1	56.0	52.2
	高	34.4	32.2	33.7	33.3	34.8	33.6	35.5	34.8	32.3	36.0

(注) 教育水準の「低」は無就学層と初等教育未了者、「中」は初等教育修了者と中等教育未了者、  
「高」は中等教育修了者以上。

(出所) MTEFRH [1999-2000a].

付表2 失業率の内訳：グラン・ブエノス・アイレス圏（1994～98年）

年月	1994.5	1994.10	1995.5	1995.10	1996.4	1996.10
合計	11.1	13.1	20.2	17.3	18.0	18.8
既存の失業者	9.5	11.3	17.4	15.5	15.8	15.9
*雇用関連の原因による失職	8.0	9.4	14.8	13.7	14.1	14.3
解雇	2.9	3.3	5.2	5.9	5.9	5.8
仕事の不足	2.1	2.2	3.0	2.7	2.7	2.9
一時契約の終了	1.5	1.6	3.9	3.4	4.1	3.9
雇用条件に対する不満	1.5	2.3	2.7	1.7	1.4	1.7
*個人的理由による離職	1.5	1.9	2.6	1.8	1.7	1.6
新規参入労働者	1.6	1.8	2.8	1.8	2.2	2.9

年月	1997.5	1997.10	1998.5	1998.8	1998.10
合計	17.0	14.3	14.0	14.1	13.3
既存の失業者	14.7	12.5	12.2	12.9	12.0
*雇用関連の原因による失職	13.0	11.1	10.9	11.4	10.9
解雇	5.1	4.0	4.1	4.3	3.9
仕事の不足	2.4	2.3	2.1	2.2	2.2
一時契約の終了	4.1	3.3	3.0	3.3	3.2
雇用条件に対する不満	1.4	1.5	1.7	1.6	1.6
*個人的理由による離職	1.7	1.4	1.3	1.5	1.1
新規参入労働者	2.3	1.7	1.8	1.2	1.3

(出所) INDEC [1999].

付表3 1990年代の労働改革  
(社会保障関係を除く)

改革の分野および 関連する主な法 律・政令	概要
<u>雇用契約</u> 法律24,013号 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨時・有期限雇用契約の容認（解雇補償金は小額または免除；健康保険積立金を除く雇用主負担の免除）</li> <li>●解雇補償金の上限設定</li> <li>●失業保険の導入</li> <li>●経営困難な企業に対する予防措置の創設</li> </ul>
政令340／92号お よび政令1547／94 号 (1992年, 1994 年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「教育的」な見習い実習制度の導入（労働法の適用外；社会保障制度の枠外）</li> </ul>
法律24,465号 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無期限雇用契約への試用期間の導入（当初3ヵ月；この間、解雇は自由で、雇用主の社会保障積立金負担は免除；労使が合意すれば6ヵ月まで延長可；この場合は解雇補償金を減額支給）</li> <li>●新たな雇用契約形態の導入（パートタイマー雇用契約；40歳以上層、身体障害者、女性、マルビーナス戦争参加軍人に対する雇用振興；14～25歳の若年失業者の見習い雇用契約）</li> </ul>
法律24,467号 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中小企業の各種振興措置</li> <li>●中小企業の雇用契約の柔軟化（有期限雇用契約登録の廃止；解雇通告の時点から解雇の時点までの期間を短縮；有給休暇、ボーナス、解雇の規定を団体交渉で決定）</li> </ul>
<u>賃金制度</u> 法律24,013号 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●最低賃金とその他の賃金・諸手当決定との切り離し</li> </ul>
法律24,700号 (1996年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●現物賃金支給の導入（食料切符）</li> </ul>
法律24,467号 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小企業のボーナス支給を3回までに分割</li> </ul>

<b>団体交渉</b> 法律24,013号 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●労働協約による最長労働時間の決定を認可</li> <li>●事業再編成や経営不振に際する団体交渉手続きを規定</li> </ul>
政令1,334/91号 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●賃金の引き上げを生産性の上昇の範囲内に限定（労働協約に盛り込む）</li> </ul>
政令2,284/91号 (1991年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●企業レベルの分権的な団体交渉を認可</li> </ul>
政令470/93号 (1993年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●団体交渉の二つの基本目的を規定：①基本賃金および全般的な労働条件の決定、②基本賃金に対する可変賃金部分およびその他個別の諸問題の決定</li> </ul>
法律24,467号 (1995年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小企業における企業レベルの労使交渉を認可</li> <li>●上記の分権的な団体交渉の自由裁量権を規定</li> </ul>
<u>1998年の包括的な改革</u> 法律25,013号 (1998年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種の臨時雇用契約の漸次廃止（2000年までに）</li> <li>●無期限雇用契約における試用期間の短縮（最長1カ月に；労働協約により6カ月まで延長可；2カ月目から所定の社会保障関係積立、解雇の事前通告、解雇補償金支払いを実施；解雇補償金は労使の合意により50%まで減額可）</li> <li>●見習い雇用契約の規制（15～28歳の若年失業者の見習い雇用契約；1カ月前の事前中途解雇通告など法律に定める労働者保護規定を適用し、使い捨て雇用としての濫用を抑制；無期限雇用契約労働者に占める比率は10%まで；労働監督の強化）</li> <li>●新卒実習生制度の再定義（新卒者の使い捨て雇用としての濫用を抑制するため制度の目的を再定義；専門の勉学内容と対応した契約内容；労働省による規制と監督）</li> <li>●新規・無期限雇用契約について解雇補償金の引き下げ（勤続年数が短い場合は従来の50%未満への引き下げ可など）</li> <li>●労働協約の無期限有効性の改定（期限切れ協約を一定期間内に無効化；社会経済の現状に対応した協約への刷新を促進；中小企業は従来のシステムにとどまる）</li> <li>●労働協約の権限拡大（法律とは独立に労働時間と休暇の上限・下限を決定可；試用期間の変更と解雇補償金の削減可）</li> <li>●労使交渉の代表権規定（第2級単産に代表権；下位の単組などに交渉権の委任可；小企業は改革前の分権的システムにとどまる）</li> <li>●雇用契約法30条の改定（親企業と下請け企業の連帯責任制の要件設定）</li> </ul>

(出所) Godio [1998: 40-47] およびMTSS [s.d.] により筆者作成。

付表4 職業訓練政策

## (1) 受益者数の内訳

(単位：人)

年	PROYECTO JOVEN	PAPEJ	PROYECTO MICROEMPRESAS	PROYECTO IMAGEN	FORMACIÓN OCUPACIONAL	APRENDER	TALLERS OCUPACIONALES
1994	8,841				76,150		
1995	52,860		600	6,763	96,981	5,924	0
1996	38,603		5,143	28,008		18,113	3,188
1997	20,668		6,132	40,148			3,608
1998	13,053	30,800	3,769	14,374			

年	EMPRENDER	CAPACITACIÓN OCUPACIONAL	CAPACITACIÓN PARA EL EMPLEO	PROYECTOS ESPECIALES DE CAPACITACIÓN	RÉGIMEN DE CONTRATO DE APRENDIZAJE	TALLERES PROTEGIDOS	CRÉDITO FISCAL
1994							
1995							
1996	1,347	20,156	2,319				
1997	5,084		8,153	5,861	49,462	2,020	116,739
1998				10,004			0

## (2) 給付額の内訳

(単位：1,000ペソ)

年	PROYECTO JOVEN	PAPEJ	PROYECTO MICROEMPRESAS	PROYECTO IMAGEN	FORMACIÓN OCUPACIONAL	APRENDER	TALLERS OCUPACIONALES
1994	12,549				15,370		
1995	73,159		838	378	16,216	81	2,470
1996	51,976		5,665	1,233		443	0
1997	27,399		6,595	1,729			722
1998	18,482	43,744	4,492	647			

年	EMPRENDER	CAPACITACIÓN OCUPACIONAL	CAPACITACIÓN PARA EL EMPLEO	PROYECTOS ESPECIALES DE CAPACITACIÓN	RÉGIMEN DE CONTRATO DE APRENDIZAJE	TALLERES PROTEGIDOS	CRÉDITO FISCAL
1994							
1995							
1996	1,326	6,306	3,364				
1997	2,024		11,674	5,771	0	2,784	23,461
1998				16,635			2,889

(注) 空欄は政策が存在しなかったことを示す。1997年以降は、各政策における訓練コースの開始が統計登録基準となる。

TALLERES PROTEGIDOSは1997年に承認された政策で1998年に開始が予定されるものを示す。1998年は推計値。

(出所) MTEFRH [1999-2000a].